

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和8年1月8日

丸亀市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				郡家町、飯野町他	無	令和3年～令和7年	多面協定まるがめ
○				垂水町、川西町南	無	令和7年～令和11年	垂水地域保全活動組織
○				綾歌町	無	令和7年～令和11年	あやうた地域広域協定
○				原田町	無	令和6年～令和10年	原田地域保全活動組織
○				飯山町	無	令和7年～令和11年	飯山広域協定